

令和2年度 島田の逸品認定事業開始について

(島田市産業観光部商工課)

### 1. 島田の逸品とは

“日本に誇る 島田のモノがたり”

古くから、駿河湾にそそぐ大井川を  
中心に栄えてきた島田のまち。

人やもの、文化の集積地として発展した

「島田」に住む人びとには、

伝統を守りながらも異文化を受け入れ、  
新技術を生み出す精神が根付いています。

そんな島田市民がつくりあげてきた、

愛のあふれる産品を日本中、

そして世界中に広めたいという

強い思いから生まれた、「島田の逸品」。

島田市から世界へ、自信と誇りを持ってお届けします。



島田市の魅力を国内外に発信するために、数多に存在する市内の産品の中から  
認定品を厳選し、市内の事業者・市民とともに創り上げていくブランドです。

### 2. 事業目的

- ・地域産業の活性化を図ること。
- ・事業者の販路開拓を行うこと。
- ・島田市の認知度を向上すること。
- ・島田市内事業者がともに励まし合い、活動しあう環境を創出すること。

### 3. 認定までのスケジュール

日程	内容
令和2年8月19日(水)～10月2日(金)	募集期間
令和2年10月下旬	一次選考
令和2年10月30日(金)～11月13日(金)	市民投票(最終選考の参考指標として)
令和2年11月下旬	最終選考
令和3年2月2日(火)	認定品発表&認定証授与式(記者発表)
令和3年2月～	各地でお披露目

## 4. 募集方針

- ・ 2年に1度に全品をリセットの上、選考し認定を行う。
- ・ 全体の認定数は15～20品程度となる。
- ・ 島田市を盛り上げ、認知度の底上げに寄与する産品を選定する。

## 5. 応募条件

### 一般部門

島田市内の事業者(個人・グループも可)が、生産(又は企画)し販売されている産品のうち、次のいずれかに該当していること。

- ①市民に愛されていて、島田市を印象づけることができる産品。
- ②優れた特長を有し、島田市を代表する産品。

### 緑茶部門

- ①島田市産100%の茶葉であること。
- ②島田・金谷・川根の産地表記がされていること。
- ③普通煎茶、深蒸し煎茶であること。
- ④リーフ茶であること。
- ⑤法律等で義務付けられた表示をしていること。
- ⑥商品として販売されており、購入希望に応えられること。

#### 【産品についての注意事項】

- ①品質、性能、安全性が該当品の関連法や業界によるガイドライン基準を満たしていること。
- ②一般生活での使用かつ一般的な耐用年数において、品質、性能、安全性が維持できること。
- ③アレルギーを引き起こす可能性がある物質等を含む場合は、漏れなく正確に誰にもわかりやすく表記してあること。
- ④商品を構成する素材、その他について正確に表示していること。
- ⑤使用目的が、法令に違反していたり、反社会的でないこと。

## 6. 審査基準

### 一般部門

- ①島田市の歴史、文化、伝統、自然が表現されている。
- ②島田市の認知度を向上させることができる。
- ③同種商品において他と異なる特長を有している。
- ④産品のコンセプトに沿った魅力的なデザインである。
- ⑤商品の開発、又は販売にストーリー性がある。

### 緑茶部門

ブランド/プライド/インパクト/アピール/プライスの5項目を審査基準とし選定する。